

2015年12月21日

## 新規認証申請時の「本人確認書類」について

(一社) 日本非破壊検査協会  
認証事業本部

二次試験合格後、新規認証申請手続きの際に本人確認書類が必要となります。

### <本人確認書類>

④または⑤のいずれかの書類が必要になります。

④市区町村から発行される「住民票の写し（本人用）」の**原本**

「住民票の写し（本人用）」のコピーは受付できません。なお、本籍の記載は必須ではありません。

⑤有効な「非破壊試験技術者資格証明書」のコピー（表と裏）

### 《長期出張等で「住民票の写し（本人用）」を入手できない場合》

- ・住民登録している市区町村への郵送による請求が可能です。手続きについては住民登録している市区町村にお問合せください。
- ・住民登録をしていない市区町村で「住民票の写し（本人用）」（「広域交付住民票」／本籍地の記載なし）を入手することが可能です。手続きについては最寄りの市区町村にお問合せください。

### 《外国籍の方で日本にお住まいの方》

市区町村から発行される「住民票の写し（本人用）」の**原本**の提出が必要です。「住民票の写し（本人用）」のコピーは受付できません。

※2012年7月9日に「外国人登録制度」が廃止されたため、「外国人登録原票記載事項証明書」を入手することができません。これにより、外国籍の方で日本にお住まいの方は日本人同様に住民票を入手することができるようになりました。

### 《外国籍の方で外国にお住まいの方》

- ・外国の公的機関が発行する①「戸籍証明や住民票」と②その「戸籍証明や住民票」をコピーしたものに和訳を記入し、かつ、雇用責任者が和訳内容に間違いがないことを証明（署名押印）したものを提出して下さい。
- ・「戸籍証明や住民票」の原本は書面に限ります。また、提出された書類は返却致しません。

### 《長期間海外に滞在の日本国籍の方》

- ・海外出張等により長期間外国に滞在の日本国籍の方は、居住先の在外公館（外国にある日本国大使館、総領事館）が発行する「在留証明」を提出して下さい。
- ・「在留証明」のコピーは受付できません。「在留証明」**原本**の提出が必要です。発行手続きについては居住先の在外公館（外国にある日本国大使館、総領事館）にお問合せ下さい。

### 《海外に滞在の方の新規認証申請時の連絡先》

当協会では運営している認証システムは日本国内向けのものであり、国内向けの手続き及びスケジュールで管理・運営されています。

連絡先は国内の代理の方（勤務先ご担当者やご家族）の連絡先にして下さい。連絡先を海外の居住地にすると、当協会からのサービスを適切な時期に受けられない可能性があります。

以上